

令和8年度亀山市職員を募集します(後期試験)

問合先 総務課人事給与グループ ☎84-5031

1. 採用職種、採用予定人数および応募資格

採用職種	採用予定人数	応募資格
事務職(一般)	若干人	平成7年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、令和8年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人
事務職(学芸員・文化財専門員)	若干人	昭和60年4月2日以降の生まれで、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する人または令和8年3月31日までに該当する見込み人 (1)学校教育法による大学もしくは大学院で考古学、歴史学もしくは文化財学に関する専門課程・科目を履修している人または埋蔵文化財の発掘調査に関する専門知識を有する人 (2)学芸員の資格を有する人
技術職(土木)	2人程度	昭和60年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、令和8年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人で、土木技術の専門課程・科目を履修している人
技術職(建築)	若干人	昭和60年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、令和8年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人で、建築技術の専門課程・科目を履修している人

※応募資格の共通事項として、通勤可能な人であること

※次に該当する人は応募することができません。

(1)地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

(2)永住者または特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

※外国籍職員の任用に関する基準は、[8.](#)を参照してください。

2. 試験の日時、場所など

第1次試験

とき 9月21日(日) 午前9時～

ところ 市役所本庁

試験科目 筆記試験(適性検査、専門試験、小論文)

※専門試験は技術職(土木)、技術職(建築)のみ実施

第2次試験

とき 10月19日(日) 午前9時～

ところ 市役所本庁

試験科目 集団討論

第3次試験

とき 10月25日(土) 午前8時30分～

ところ 市役所本庁

試験科目 個別面接

3. 市職員採用試験申込書等の提出・問合先

総務課人事給与グループ(市役所本庁2階)

〒519-0195 亀山市本丸町577

☎0595-84-5031 **FAX** 0595-82-9955

4. 提出書類

(1)市職員採用試験申込書(市の指定するもの)

(2)履歴書・身上書(市の指定するもの)

(3)最終学校の卒業(見込)証明書の原本(卒業証書の写しでも可)

(専門学校は最終学歴に含まない。)

(4)応募資格に資格要件がある職種は、免許証または資格を有することを証明する書類の写し(取得見込みの場合は除く)

(5)事務職(学芸員・文化財専門員)に応募する場合は、考古学、歴史学もしくは文化財学に関する専門課程・科目を履修していることが分かる成績証明書等または埋蔵文化財の発掘調査に関する専門知識(知識・経験や技術・能力)が分かる書類

※市職員採用試験申込書と履歴書・身上書は、市役所本庁および関支所の受付にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※提出された書類は、採用試験でのみ使用します。また、書類の返却はしません。

5. 申込受付期間

8月1日(金)～8月29日(金)

※午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※郵送による申し込みは、**書留郵便**に限ります。(8月29日(金)必着)

6. 採用予定日

令和8年4月1日

※卒業見込者を除き、令和8年3月31日以前を採用日とすることがあります。

※合格者は、「採用候補者名簿」に成績順に登載し、その中から採用者を決定します。

7. 給与等

給与は、亀山市職員給与条例の定めるところにより支給します。

8. 外国籍職員の任用に関する基準について

公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とすることから、外国籍の職員が就けない職務があります。詳しくは、総務課人事給与グループへお問い合わせください。